

教育委員会提出議案

第7号議案

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和8年3月11日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例第20条第3項第1号」を「条例第20条第3項」に改め、
「勤務は、」の次に「同条第1項本文の」を加える。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第20条第2項の規定による管理職員特別勤務手
当を支給しない。この場合において、条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給
を受ける職員がした条例第20条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第20条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務を
した場合

(2) 条例第20条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした
場合

附則第2項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

管理職員特別勤務手当額の対象となる勤務を拡充するとともに、週休日等以外の日の支給対象時間の拡大について改定を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第7号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年3月31日 教育委員会規則第7号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 <u>条例第20条第3項</u>の教育委員会規則で定める勤務は、<u>同条第1項本文</u>の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 条例第20条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 5,000円</p> <p>ロ 副園長 4,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 4,500円</p> <p>ロ 副園長 3,500円</p> | <p>○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 平成12年3月31日 教育委員会規則第7号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 <u>条例第20条第3項第1号</u>の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 条例第20条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 5,000円</p> <p>ロ 副園長 4,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 園長 4,500円</p> <p>ロ 副園長 3,500円</p> |

(削除)

第4条 次に掲げる場合には、条例第20条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第20条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第20条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第20条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合

(委任)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

(平27教委規則3・旧第3条繰下)

附 則 (制定附則)

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例 (平成12年豊島区

2 条例第20条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第20条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(平27教委規則3・追加、令5教委規則5・一部改正)

(新設)

(委任)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

(平27教委規則3・旧第3条繰下)

附 則 (制定附則)

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例 (平成12年豊島区

条例第9号) 附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

条例第9号) 附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

平成12年3月31日
教育委員会規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第2条 条例第20条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 園長 1万円

ロ 副園長 8,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 園長 9,000円

ロ 副園長 7,000円

2 条例第20条第3項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第1項本文の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

(平19教委規則12・平21教委規則5・平23教委規則14・平27教委規則3・令5
教委規則5・一部改正)

第3条 条例第20条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 園長 5,000円

ロ 副園長 4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 園長 4,500円

ロ 副園長 3,500円

第4条 次に掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき指定する職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

(2) 条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第一項本文の勤務をした場合
(委任)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

(平27教委規則3・旧第3条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(令5教委規則5・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第8項の適用を受ける職員の管理職特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(令5教委規則5・追加)

附 則（平成19年3月30日教委規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月19日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

附 則（令和8年3月11日教委規則第7号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。